

○8番（川瀬 孝代君） 皆様、おはようございます。

先日、2020年夏、日本でのオリンピックの開催が決まりました。東京での開催は56年ぶりという2度目の開催ということです。夢と感動を与える大会を期待していきたいと思います。

それでは通告に従いまして、質問をいたします。

1つ目、健康マイレージの取り組みについてです。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加、また地域行事への参加など、チャレンジをしたりしてポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージ制度の取り組みが注目をされています。健診のときの受診率を上げたり、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげたり、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことができるということで、大変期待をされているユニークな施策の1つです。

健康マイレージは健康づくりを応援する新しい仕組みでもあります。今後、超高齢化社会を見据えた施策の1つとして、全国に広がりつつあります。地域の特性を踏まえて、本町としても取り組みをしてはどうかと思います。お考えをお聞きいたします。

○議長（藤田 興一君） 岩田利弘生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） おはようございます。

川瀬議員の健康マイレージの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

健康マイレージ制度について、早くから取り組まれております静岡県袋井市によりますと、住民の健康づくりへの動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を目的に、平成19年度から事業を開始され、市内に在住・在勤・在学の方で、中学生を除く15歳以上の方を対象に、毎年7月1日から11月30日までの期間にて実施されております。

参加方法は、日々取り組む運動、食事及びウォーキングについての取り組み目標を立てた上で、申し込み書類を市へ郵送、または携帯電話やパソコンから申し込みをし、実践された記録の報告につきましてもメールや郵送で行うことができ、直接窓口へ出向かなくとも気軽に参加できるように配慮されております。

取り組み内容といたしましては、日々実践する運動、食事やウォーキングに対し、一日それぞれ1ポイントが得られるものでございます。

取り組まれた結果に対して得たポイントを、公共施設及び民間施設の利用券や商品券、食事券、図書カードなど、自らが必要なサービスと交換することができるほか、地域の保育園・幼稚園及び小中学校への寄附が可能な仕組みを整えるなど、健康づくりによってボランティア活動や社会貢献につなげ、地域での人づくりやまちづくりに貢献していると伺っております。

しかしながら本町といたしましては、急速な高齢化を迎え、自分の健康は自分で

守ることを基本として、町民お一人おひとりが、健康バロメーターの意識の醸成を高めていくことにより、受け身ではなく、自らの意思により日常の生活習慣の改善に取り組むことが重要であると考えております。

今後も生活習慣病予防などの普及啓発のための講座や運動教室の開催、各種検診の受診勧奨及び保健指導に努め、町民自らが健康に関心を持ち、自己管理に努めていただくための取り組みにつきまして、さらに強化してまいりたいと考えております。

当面、そのことを意識していただくことが重要であると考え、対応してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君） 答弁をいただきました。

先ほどの部長のご答弁の中にありましたように、この制度に対しましては袋井市での出発がされているわけですが、しかし今はさまざまところで取り組みが行われております。そして取り組んでいる自治体においては、ポイント集めを楽しむことから健康づくりを実践し、健康のすばらしさに気がついた、そしてまた、それを継続していく動機づけとなったという、支援になったという、そのような行政評価がされております。

先ほど述べられたように、東員町の取り組みも、きめ細やかなさまざまな角度からの取り組みで大変重要かと思いますが、やはり楽しみを持たせていく、そのような施策も必要ではないかなと私は思います。健康に対する意識の向上、そしてまた行動の変化など、効果が期待されるのではないかと思います。

これからも健康づくり、そして予防、また改善を図るなど、そういったところに力を入れた取り組みが必要なのはそのとおりだと思います。

しかしこの健康マイレージ制度、この部分をもう少し研究をしていただき、そしてまた、他市町の取り組みもしっかり学んでいただきながら、東員町としても積極的に取り組んでいただきたいと要望をいたします。

もう一度その点については、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） お答えさせていただきます。

本町におきましても先ほどお答えさせていただきましたように、今後急速な高齢化を受けて、町民の皆さんが自分の健康は自分で守るということをやはり自覚していただいて、能動的に運動とか、自分から運動するとか、そういう意識づけをしていただくような施策をとってまいりたいと思います。

また、他の市町で健康マイレージに限らず、いろんな施策をやっておるといいますので、その辺も研究させていただきたいと考えてます。

○議長（藤田 興一君） 川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

2つ目としまして、災害時要援護者の避難対策について、質問をいたします。

災害時に自力で避難をすることが難しい高齢者や障がい者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が成立をいたしました。改正法では、今まで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むこととなります。

これまでの制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づいて名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけがされてないために、作成している自治体は6割程度にとどまっていました。

今回の改正によって、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は本人の同意を得た上で、消防や民生委員など、関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。

名簿の整備・共有は避難支援を円滑に進めていくための第一歩となりますが、避難支援の取り組み自体は自治体側の念入りな準備にかかってくる。弱い立場の人たちをどう守るのか、そのような課題に対して、地域での取り組みが投げかけられているところであります。

発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練をしていくことなど、日ごろから地域で高齢者や障がい者を支える体制を整備することが重要になります。要援護者名簿作成の義務化の整備、収集した情報の取扱いはどのようにしていくのでしょうか。

要援護者を含む防災訓練への取り組みはどのようにされるのでしょうか。

市町村では要援護者のための防災マニュアルなど策定しているところがあります。策定はどのようにお考えでしょうか。

福祉避難所の設置、または福祉施設との連携はどのように取り組んでいくのでしょうか。

本町としての取り組み、お考えをお聞きいたします。

○議長（藤田 興一君） 早川正総務部長。

○総務部長（早川 正君） おはようございます。

川瀬議員の災害時要援護者の避難対策につきまして、お答えをさせていただきます。

災害対策基本法が平成25年6月21日に改正され、大規模広域な災害に対する即応力の強化等をはじめとする被害者保護対策の改善等が改正され、避難行動要支援者、いわゆる災害時要援護者の名簿作成の義務づけが明確にされました。

災害が発生した際には自らが身を守っていただき、避難いただくことが最も重要です。しかし、自力で避難することが困難な高齢者の方や障がいをお持ちの方は、地域で助け合い、避難いただく仕組みを構築する必要があります。

そのような中で本町は、平成23年2月に災害時要援護者登録の案内を始め、同年8月には名簿を作成をさせていただき、個人情報の保護に関する指導を十分実施をさせていただいた後、関係する自治会長及び民生委員の皆さんに配布をさせていただくとともに、福祉関係部門と危機管理課に配備をさせていただきました。

地域には、この名簿を活用いただき、援護者の方それぞれに避難の支援をいただく担当の方を選任いただくよう、お願いをいたしているところでございます。

なお、名簿につきましては、平成23年の受付以降も随時更新の受付を行うとともに、災害時要援護者の個人情報と地図情報を電算化しているところでございます。

いずれにいたしましても、災害時要援護者を守るためには、地域と行政とが連携することはもちろんですが、地域の協力が最も必要となりますので、引き続き積極的に地域へお願いをさせていただくとともに、災害時要援護者の避難行動にも対応をさせていただき防災計画、防災マニュアルの改正をさせていただきたいと考えております。

次に防災訓練への取り組みにつきましては、今月1日にも皆様のご協力のもと、町の総合防災訓練を実施をさせていただきました。その防災訓練の中では、笹尾東地区を中心とした取り組みをさせていただいたところでございます。

今回の訓練におきましても、社会福祉協議会と地区の民生委員の皆さんが連携をし、笹尾東地区の災害時要援護者の方の状況確認訓練を実施をさせていただいたところです。より地域に根差した訓練として、各地区で実施をいただいております防災訓練におきましても、住民の避難訓練の一環として、支援者が援護者のもとを訪ねる「安否確認訓練」などを実施いただくことをお願いしてまいりたいと考えております。

次に福祉避難所の設置につきましては、現在、福祉避難所の指定は行ってございませんが、現在指定の避難所に福祉避難コーナーというようなコーナーを設けるなどして対策を講じたいと考えております。また同様に、避難所につきましては、女性へのプライバシー等にも配慮した避難所とさせていただきたいと考えております。

なお、現在指定をさせていただいております避難所につきましては、全て耐震基準を満たしております。

以上、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（藤田 興一君）

川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君）

答弁をいただきました。

部長の答弁の中で、福祉避難所の設置はしていないけれども、現在ある避難所の設定の中でコーナーを設けていくという、そのような答弁でしたが、現実は大変厳しいのではないかと私は思います。

というのは、やはり健常者と、そしてまた障がいを持った方というのは大変差があります。もう少しきちんとした方法ですね、そしてまた施設の設置というものを、もう一度検討していただくべきではないかと、そのように思います。

現実、大震災の報告なんかを見てみましても、本当に災害にあったらもうどうしていいのかわからないという、そういうところから全てが発しています。こういう障がい者の方、そしてまたご高齢の方、その方たちを本当に守っていくという体制というのは、もっともときめ細やかに、そしてさまざまな角度から検討して、ぜひ福祉の部分でも避難所の設置ということをもう一度考えていただきたいと、そのように要望をするところです。

また、この要援護者に対しましての感覚というのは、町の中でもまだまだ浸透していないところだと思います。早々と県や国が防災計画を出す前に、この防災マニュアルの策定をしているところもあります。そういうところは大変きめ細やかな防災のマニュアルを策定しています。そしてまた、それを我が町においては町民の方に周知をしていく、こういうときはこういうことがあるんだという、そういうことを徹底している市町もあります。そんなところを見ますと、東員町はまだまだ遅れている、対策が遅いのではないかと私は思いました。

その意味で、今後この災害時の要援護者への避難支援を記載した防災マニュアルを策定していただくという方向が見えてまいりましたので、それは大変評価をしたいと思います。ぜひ県の取り組みとか、そういう部分を待つのではなく、東員町らしい、東員町として必要な、そのような部分を前へ出していただいて、そして私どもにも報告をいただきたいなど、そのように思います。

防災マニュアルの作成、その部分での万全を期していくこと、そしてまた何度も言うようですが、町民の皆様それにそれを周知していく、それを要望していきたいと思えます。

続きまして質問をいたします。

要援護者への支援体制ですが、浜松市では、この支援体制について今年度視覚障がい者向けの避難行動計画を点字化し、そしてまた、その内容を読み上げてCDなどに納めたものを作成するという取り組みをしています。要援護者は高齢者世帯、独居高齢者、そしてまた身体・知的・精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児など、それぞれの特徴に応じた違いがあります。対応や支援対策はどのようにお考えでしょうか。現時点でのお考えでも結構ですので、答弁を求めます。

○議長（藤田 興一君） 早川総務部長。

○総務部長（早川 正君） お答えをさせていただきます。

要援護者の支援につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、自力で避難することが困難な要援護者の方につきましては、地域で避難のお世話をいただく仕組みというものが最も重要と考えております。

そのような中で避難所につきましても、日常であれば問題なく生活できるような部分でも、避難所につきましてもは体調を崩されるというようなこともあったりするかと思います。

昨年実施をさせていただきました防災ワークショップにつきましても、皆様からさまざまな避難所に対するご意見と、高齢者の方の医療に関することであるとか、女性の着替えのスペースであるとか、いろいろなさまざまなことをいただいております。そういったものを網羅しながら防災マニュアルのほうをつくっていただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、要援護者の避難の仕組みについて、防災マニュアルのほうにも計画に入れていきたいというふうに考えております。

また、ご質問をいただきました計画書の点字化であるとか、CD化につきましては、福祉関係部門の意見も聞きながら、計画書策定について十分勉強をさせていただきたい、そんなふうに考えております。

○議長（藤田 興一君） 川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君） どんなことでもそうですけれども、やはりアンテナを立てて、そして同じような自治体がどのような対策をとっているかということは、本当に進んで取り入れていかなければいけないことだと思います。何よりも町民の皆様は何を期待をしているかといいますと、やはり素早く、時に応じたそのような対策も講じながら、また、まちづくりの中での政策を求めている、そのように私は感じております。

私どもの党としましては、日本全国ネットワークの中で、今回東日本大震災の災害にも真っ先に現場に駆けつけ、そして声を聞いて、国へたくさん要望を上げてまいりました。その中でもこの災害対策については、各自治体で私たち地方議員がしっかりと取り組んでいこうという、そのような姿勢のもとで訴えをさせていただいております。その部分で本当に東員町の今の政策を見ていると、大変私は歯がゆい思いをしている一人であります。

福祉避難所のことでも前回質問をさせていただきました。しかし、まだこのように考えているという、そういう段階、高齢者もたくさん増えてまいります。そして障がい者の方もたくさんいます。どうか職員の皆様の知恵を本当にさまざまな課からおかりをしながら、危機管理だけではなく、みんなが必死になってそのような対策を講じていく、また計画を練っていく、そういうような姿勢を私は本当に求めていきたいと思っております。

さて、この改正法では、災害のときの先ほど言いました弱者対策の強化ですね、それとともに避難所における生活環境の整備が明記をされております。これは大変重要なことだと私は思っています。安全性を満たした施設を確保する一方で、食料や医療品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしてあります。こうなった場合、やはり体育館だけで設置をしていくということは大変厳しいのではないかと思います。

東日本大震災では、先ほど部長も述べてみえましたが、震災の関連死の約9割が66歳以上の高齢者だったとも言われています。死亡原因としては、避難生活の身体や体ですね、そしてまた、精神的疲労が多く指摘をされています。こここのところをどういうふうに改善をし、ケアをしていくのか、なかなかそこまで突っ込んでいくというのは厳しいかもしれません。しかしこういう体制をとっていくのも行政としての役目であります。その点について、どのように対応していくのかという点もお聞きをしたいと思えます。

答弁を求めます。

○議長（藤田 興一君） 早川総務部長。

○総務部長（早川 正君） お答えをさせていただきます。

先ほどのご質問と少し重複をするような答弁になってしまいますことを、お許しをください。

先ほども申し上げましたように、昨年新しく改正をさせていただき防災計画を策定するに向けて、住民の方をまじえまして、防災ワークショップを1年間開催させていただきました。

その中で避難所における生活環境という部分で、高齢者の先ほど申し上げましたように医療であるとか、弱者に対する取り組みであるとか、また女性特有のプライバシーの保護の観点、そういったもの、さまざまな意見をいただいております。そういった部分を次期の計画書、あるいは行動マニュアル、そういったものに生かしながら大至急というか、早くマニュアルのほうを作成をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤田 興一君） 川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君） なかなか前へ進んでいないところを質問していくという部分ですので、大変厳しい部分もあるかと思いますが、いつごろにつくるのかという作成も、どれぐらいの予定でやるのかという、そのような細かい部分も、できれば今では無理だと思いますので、後でお知らせをしていただきたいと思います。

さて、避難所の部分の入り口のところですけれども、地震自動解除鍵ボックス、この設置というのは避難所の入り口の鍵を鍵ボックスから取り出して、だれもが入り口を開けることができるというものです。早く設置をしていただいたというところ

ろは高く評価をするものですが、なかなか住民の皆様には、まだまだ理解がされていないという、そのような声を聞きました。

この部分の周知の徹底というのはどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（藤田 興一君） 早川総務部長。

○総務部長（早川 正君） お答えをさせていただきます。

震度5弱の地震が発生をした場合、自動で鍵が開く、地震自動解除鍵ボックスを昨年度末に各避難所のところへ設置をさせていただいたところですが、この鍵につきましては、各自治会のほうへ説明をさせていただいているところでございます。

また今後につきましても、各地区の訓練の時や広報紙等を活用させていただきまして、周知に努めていきたいと思っております。

それと先ほどの防災計画、防災マニュアルの時期の関係でございますけれども、こちらにつきましては県の防災計画の策定のほうが遅れておりまして、当然、県の計画と私どもの計画、連携をする必要がございます。県のほうが、聞くところによりますと今年度末というところなんですけれども、災害については待ってくれませんので、それを待たずに、先に行動計画については作成をする準備に今入ったところでございます。

計画については、どうしても県とリンクをする部分がありますので、次年度になってしまうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 川瀬議員。

○8番（川瀬 孝代君） 部長から答弁をいただきました。

この鍵ボックスですけれども、三重県下におきましても、さまざまな市町村が設置をしている、またしてないところもあります。

ただ、私が思うのは、自治会に周知をした、自治会長も知っている、そしてまた学校の校長先生も知っている、職員も知っている、けどもその人たちが被災したときはどうするのか。避難所は早く開設をしなければいけません。その部分で、やはり住民の皆様にも周知をしていく、このような対策も東員町はとっているんだという部分を、ぜひお示しをしていただきたいと思います。

東員町はいいことをやっても、なかなかコマーシャルが下手です。そして広報に掲載したから大丈夫、そういうものでも私はないと思います。広報を見ない住民がよくないのかもしれませんが、やはり広報を小まめに目を通す、それも皆さんにお願いしていかなければいけない、しかし何か形で見える、そういうものも考えていくことは必要ではないかと思えます。

危ないところを通るときは、ここは危険なんですという、そのような表示があるように、それも創意工夫でぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います、そのように思います。



この将来予想される大規模災害の備え、これはもう本当に私たちに課せられた大きな課題でもありますが、あらゆる可能性を想定した対策、そしてまた、一步一步着実に進めていく、そういうことがなければならぬと思います。

庁舎内としても、庁舎の中の危機管理、公共施設の耐震化、これもさまざまな角度で、ここはちょっと危ないのではないかというような、そのような本町の中でも庁舎内のお話が出ております。庁舎内のロッカーをはじめ、室内備品の固定は早急に取り組まなければならないことだと思えます。

町民の皆様には地震対策として家具の固定を推進してきているのに、庁舎内で職員が倒れてきたロッカーの下敷きになってしまう、そのようなことがあってはならないことだと思えます。

本来対策本部の拠点として機能が果たせなくなるのではないかと私は危惧をいたします。それもやはり職員みんなが力を合わせて、そしてそのような対策をとっていくという方向性が今見えていけませんので、そういうところもしっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。

私ども議会としまして、先日、名古屋大学の深川教授に来ていただいて、減災に対する講演をいただきました。深川先生は耐震化と家具固定に一生懸命力を入れていらっしゃる先生でもあります。庁舎内も回ってきたという、そのようなお話もありました。

やはり私たち議員が一つ一つ声を上げることは、本当に現場で気がついたことであり、また東員町にとって今後このようなことがあったら、いいまちづくりになるのではないかなという、そのような姿勢のもとで述べさせていただいていることであります。ぜひこういう声を素早くキャッチをしていただいて、そして今以上に、よりよい東員町をつくっていただきたいと思います、そのように思います。

私どもは現場で手を携えて、こうしたらああしたらということはできません。やはりそれは職員の質にもかかっているのではないかと私は思っております。

今回の質問とは関係ないかもしれませんが、私の思いとしましては、子育て支援も低迷をいたしました。そして大変期待をされていた定住促進も、これから本当に東員町に若い人を呼んでいこうという、そのような考えもなくなってしまいました。これから東員町はどのような方向で、本当に政策づくりをし、まちづくりをしていくのか、私は現在議員をしながら、なかなかそれがかめていない現状がございます。よその市町は、私は研修に行くたびに、ああ、こういう取り組みがあるのか、勉強になるなど、そのように思って毎回皆様からちょうだいしました活動費を使いながら勉強させていただいております。そういった点でも、ぜひ目に見える形で私どもにも知らせていただきたいと思いますところがございます。

何よりも足元が大事であります。町民の皆様の命を守り、そして被害を最小化していくのは本町に課せられた責務であります。地域、学校、そしてまた家庭で防災

力を高める取り組みをさらに力を入れていただいて、そして私も一生懸命学んでまいりたい、皆様にまたお訴えしてまいりたいと、そのように思っております。

これで私の一般質問を終わります。